

第6回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	予算	条例	その他	計
件数	21	17	16	54

(2) 議案の名称

<予算>

(令和4年度予算)

- 議案第 3号 令和4年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 4号 令和4年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 5号 令和4年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 6号 令和4年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 7号 令和4年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 8号 令和4年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 9号 令和4年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第10号 令和4年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第11号 令和4年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第12号 令和4年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第13号 令和4年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第14号 令和4年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第15号 令和4年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第16号 令和4年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(令和3年度補正予算)

- 議案第17号 令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第14号)
- 議案第18号 令和3年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)
- 議案第19号 令和3年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号)
- 議案第20号 令和3年度尼崎市特別会計育英事業費補正予算(第1号)

議案第 2 1 号	令和 3 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）
議案第 2 2 号	令和 3 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 2 号）
議案第 2 3 号	令和 3 年度尼崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）
< 条例 >	
議案第 2 4 号	尼崎市育英事業基金条例の一部を改正する条例について
議案第 2 5 号	尼崎市公文書の管理等に関する条例について
議案第 2 6 号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第 2 7 号	尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 8 号	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 9 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 0 号	尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について
議案第 3 1 号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 2 号	尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 3 号	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 3 4 号	尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 6 号	地方公営企業法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 7 号	尼崎市営住宅等基金条例について
議案第 3 8 号	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 3 9 号	尼崎市消防団員の定員、任用、給与及びサービス等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 0 号	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
< その他 >	
議案第 4 1 号	指定管理者の指定について（尼崎市立中央南生涯学習プラザ）
議案第 4 2 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 4 3 号	指定管理者の指定について（尼崎市立社会体育施設）
議案第 4 4 号	工事請負契約について（サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事）
議案第 4 5 号	工事請負契約について（サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事）

議案第46号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第47号	指定管理者の指定について（尼崎市立あこや学園）
議案第48号	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉会館）
議案第49号	指定管理者の指定について（尼崎市立たじかの園）
議案第50号	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉センター）
議案第51号	指定管理者の指定について（尼崎市立城内青少年体育道場）
議案第52号	指定管理者の指定について（尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場）
議案第53号	指定管理者の指定について（尼崎市尼崎学園）
議案第54号	工事請負契約について（第3工場跡地整備事業）
議案第55号	市道路線の認定について
議案第56号	指定管理者の指定について（記念公園）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故	3件	715,160円
--------	----	----------

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会教育長の任命
- ・ 尼崎市教育委員会委員の任命
- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第6回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和4年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第3号～第16号	所 管	—
件 名	令和4年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般 会 計	210,997,000		101.0%	
特	別 会 計	102,404,378		101.3%	
	国民健康保険事業費	47,872,451		100.9%	
	地方卸売市場事業費	356,628		107.0%	
	育英事業費	11,538		136.9%	
	公共用地先行取得事業費	198,924		99.2%	
	公害病認定患者救済事業費	21,392		98.0%	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	33,001		108.9%	
	青少年健全育成事業費	8,930		101.4%	
	介護保険事業費	47,318,459		101.8%	
	後期高齢者医療事業費	6,583,055		100.1%	
企	業 会 計	96,860,580		105.0%	
	水道事業	12,193,319		97.7%	
	工業用水道事業	2,009,541		86.4%	
	下水道事業	20,639,443		100.5%	
	モーターボート競走事業	62,018,277		109.1%	
合 計		410,261,958		102.0%	

<令和4年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第17号～第23号	所 管	—
件 名	令和3年度 補正予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分			補正予算額		
一	般	会 計 (第14号)	665,817		
特	別	会 計	2,207,730		
		国民健康保険事業費 (第2号)	2,579,399		
		地方卸売市場事業費 (第1号)	△20,000		
		育英事業費 (第1号)	55,000		
		介護保険事業費 (第2号)	△523,971		
		後期高齢者医療事業費 (第2号)	117,302		
企	業	会 計	102,797		
		水道事業 (第1号)	102,797		

令和3年度 2月補正の概要

○ 一般会計補正予算（補正14号）

（補正予算の内容）

歳入において、市税が30.7億円の増、実質的な地方交付税が当初予算からの増加分23.0億円から、これまでの補正財源活用額13.5億円を差し引いた9.5億円の増となり、歳出において税外収入還付金が12.2億円の増となったものの、そのほか執行差金など、歳入・歳出全般を決算見込みに基づき整理することにより、収支が40.9億円改善した。

収支剰余については、年度間の調整のため市税や国庫補助金等の還付金及び交付税で精算される返還額相当を財政調整基金に17.9億円積み立てるとともに、市債の早期償還20.0億円を一般財源で対応することで将来の公債費の抑制を行い、子どもの医療費助成の拡充の財源とするほか、当初予算で計上した財政調整基金からの繰入を3.0億円取りやめる。

（歳入の主なもの）

① 市税の増		30.7 億円	
② 地方交付税の増	(実質的な地方交付税)	58.5 億円	9.5億円
臨時財政対策債の減		△ 49.1 億円	
③ 地方消費税交付金の増		8.0 億円	
④ 財政調整基金繰入金の減		△ 3.0 億円	
⑤ 減債基金繰入金の減		△ 5.0 億円	
⑥ 市債（借換債）の減		△ 20.0 億円	

（歳出の主なもの）

① 財政調整基金積立金の増（うち、年度間調整分17.9億円）		18.2 億円	
② 税外収入還付金の増		12.2 億円	
③ 障害者（児）自立支援事業費の増		5.8 億円	
④ 生活保護扶助費の減		△ 4.9 億円	
⑤ 市債償還元金の減		△ 5.1 億円	
⑥ 投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正			

※数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、資料中において一致しない場合がある。

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
235,515,822	665,817	236,181,639

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	3,070,000	議会費	△ 6,752
地方消費税交付金	800,000	総務費	2,890,231
地方特例交付金	△ 270,000	民生費	△ 888,145
地方交付税	5,852,771	衛生費	△ 190,089
分担金及び負担金	3,318	労働費	5,268
使用料及び手数料	△ 39,375	商工費	78,764
国庫支出金	501,659	土木費	△ 382,352
県支出金	△ 255,950	消防費	△ 1,203
財産収入	9,945	教育費	△ 131,659
寄付金	121,690	公債費	△ 708,246
繰入金	△ 857,495		
諸収入	△ 256,953		
市債	△ 8,013,793		
合 計	665,817	合 計	665,817

3 主な事業（1億円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	財政調整基金積立金	1,824,814
2	税外収入還付金	1,215,000
3	障害者（児）自立支援事業費	582,187
4	障害児通所支援等給付費	375,282
5	リサーチコア推進事業費	327,425
6	市営住宅等基金積立金	317,516
7	特別養護老人ホーム等整備事業費	△ 122,400
8	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付関係事業費	△ 132,046
9	介護保険事業費会計繰出金	△ 157,300
10	保育環境改善事業費	△ 168,650
11	公害病補償事業費	△ 169,835
12	市債利子	△ 196,348
13	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費	△ 196,697
14	市営住宅建替等事業費	△ 270,031
15	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 352,908
16	生活保護扶助費	△ 491,784
17	市債償還金	△ 511,446

4 繰越明許費の補正

(追 加)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	行政情報化推進事業	53,350
2	サンシビック尼崎予防保全事業(総務費)	22,600
3	戸籍住民基本台帳事務等関係事業	20,900
4	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業(民生費)	2,400
5	保育の量確保事業	414,438
6	児童ホーム整備事業	13,041
7	動物愛護推進強化事業	46,268
8	墓園整備事業	12,320
9	公共土木施設情報整備事業	32,076
10	道路橋りょう維持管理事業	268,258
11	道路橋りょう新設改良事業	198,676
12	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業	41,200
13	庄下川都市基盤河川改修事業	112,258
14	庄下川浄化施設維持管理事業	28,400
15	水路整備事業	27,106
16	抽水場整備事業	112,004
17	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業(土木費)	24,043
18	公園維持管理事業	188,008
19	市営住宅建替等事業	339,474
20	密集市街地道路空間整備事業	48,828
21	教材費(小・中・高・幼・特)	105,300
22	各種施設整備事業(中学校)	116,330
23	サンシビック尼崎予防保全事業(教育費)	57,300
24	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業(教育費)	5,600

5 市債の補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
地域総合センター整備事業費	限度額 268,800	限度額 273,200
都市排水施設整備事業費	限度額 198,700	限度額 201,500

○ 特別会計補正予算 (5会計)

2,207,730 千円

1 国民健康保険事業費 (補正2号)

2,579,399 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	一般被保険者療養給付費	1,896,820
2	国民健康保険事業基金積立金	280,919
3	一般被保険者高額療養費	202,057
4	一般被保険者償還金及び還付加算金	167,037
5	出産育児一時金	26,999
6	審査支払手数料等	5,567

2 地方卸売市場事業費 (補正1号)

△ 20,000 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	市場総務費	△ 20,000

3 育英事業費 (補正1号)

55,000 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	育英事業基金積立金	55,000

4 介護保険事業費 (補正2号)

△ 523,971 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	第1号被保険者還付金及び還付加算金	264,969
2	高額介護サービス費	29,666
3	審査支払手数料	146
4	介護給付費準備基金積立金	△ 1,175
5	包括的支援等事業費	△ 5,070
6	賦課徴収費	△ 11,334
7	介護認定費	△ 72,088
8	介護予防・日常生活支援総合事業費	△ 219,702
9	介護サービス等給付費	△ 509,383

5 後期高齢者医療事業費 (補正2号)

117,302 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	後期高齢者医療広域連合納付金	116,411
2	保険料還付金	891

○ 企業会計補正予算 (1会計)

102,797 千円

1 水道事業会計 (補正1号)

102,797 千円

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	職員給与費	102,797

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第24号	所 管	総務局企画管理課
件 名	尼崎市育英事業基金条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 尼崎信用金庫及び一般財団法人尼信地域振興財団から受けた寄付金を基に、主に理工系学部在籍する大学生を対象とした奨学金事業を実施することに伴い、基金の種類を追加するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容 基金の種類に「あましん」育英資金を追加する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市育英事業基金条例

改正後	現 行						
<p>(設置)</p> <p>第1条 市の育英事業（以下「育英事業」という。）を実施するため、尼崎市育英事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 削除</p> <p><u>（基金の種類及び額）</u></p> <p>第2条 基金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 神崎製紙育英資金</p> <p>(2) 澤水育英資金</p> <p>(3) 「あましん」育英資金</p> <p>2 前項各号に掲げる基金として積み立てる額は、当該基金の区分に応じ、当該各号に掲げる基金に係る育英事業に要する経費に充てるための寄付金の額とする。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>（基金への編入）</u></p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、尼崎市特別会計育英事業費歳入歳出予算に計上して、当該収益が生じる基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 第2条第1項各号に掲げる基金は、それぞれの第1条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p><u>（委任）</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における育英事業実施のため、尼崎市育英事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 基金の種類及び金額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神崎製紙育英資金</td> <td style="text-align: right;">500,000,000円</td> </tr> <tr> <td>澤水育英資金</td> <td style="text-align: right;">100,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（支出目的等）</u></p> <p>第2条 基金から生ずる収入は、学生、生徒等に対する奨学金に充てるために支出し、その金額は、毎年度予算で定める。</p> <p><u>（基金への編入）</u></p> <p>第3条 前条の目的に支出してなお剰余金があるときは、基金に編入することができる。</p> <p>2 前項の規定により基金への編入が行われたときは、基金の額は、編入額相当額増加するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 略</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、第2条に規定する奨学金に充てるため、特に必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p><u>（補則）</u></p>	種類	金額	神崎製紙育英資金	500,000,000円	澤水育英資金	100,000,000円
種類	金額						
神崎製紙育英資金	500,000,000円						
澤水育英資金	100,000,000円						

<p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	-------------------------------------

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第25号	所 管	情報公開・統計担当
件 名	尼崎市公文書の管理等に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえ、現在及び将来の市民への説明責任を果たすため、公文書の作成及び適正な管理並びに歴史資料として重要な公文書（以下「歴史的公文書」という。）の保存及び利用制度等を定める条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 目的（第1条）</p> <p>市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより、歴史的公文書の適切な保存、利用等その他の公文書の適正な管理等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>(2) 公文書の管理（第4条～第12条）</p> <p>文書等の作成、公文書の整理及び保存等について、実施機関の義務を定める。</p> <p>(3) 特定歴史的公文書の保存、利用等（第13条～第30条）</p> <p>歴史的公文書のうち保存期間満了後も引き続き保存することを決定した文書等（以下「特定歴史的公文書」という。）について、市長が永久に保存する義務及び市民等の利用請求権その他利用手続等を定める。</p> <p>(4) 尼崎市公文書管理委員会の設置（第31条～第38条）</p> <p>特定歴史的公文書の利用決定等に係る審査請求、特定歴史的公文書の廃棄及び公文書の管理等に関する重要な事項について調査審議等させるため、市長の附属機関として、尼崎市公文書管理委員会を置く。</p> <p>(5) 指定管理者等が保有する文書等の管理（第39条）</p> <p>指定管理者等について、その保有する文書等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努力義務を定める。併せて、指定管理者等においてその保有する文書等の適正な管理が推進されるよう実施機関が必要な施策を講ずる義務を定める。</p> <p>(6) 尼崎市公文書管理制度審議会条例の廃止（付則第2項）</p> <p>条例の施行に伴い、尼崎市公文書管理制度審議会条例を廃止する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>				

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第26号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 子育て世代の消防吏員のキャリア形成を踏まえた消防体制の整備に伴う職員定数の増員を行うための規定整備を行うもの。				
2	主な改正内容 第2条第1項の職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部局	改正	現行	増減	
	消防部局の職員 消防職員	460	445	15	
	(参考)				
	その他改正を行わなかった部局	2,796	2,796	0	
	条例定数の総数	3,256	3,241	15	
3	職員定数増減(+15)の主な内訳				
	消防部局(+15)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日勤務者による警防(火災・救助・救急)体制の強化(+4) ・乖離幅の引き上げ(1%程度→3%程度) 			
4	施行期日 令和4年4月1日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(9) 消防部局の職員</p> <p>消防職員 <u>460人</u></p> <p>消防団員 1,000人</p> <p>計 <u>1,460人</u></p>	<p>(職員の数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(9) 消防部局の職員</p> <p>消防職員 <u>445人</u></p> <p>消防団員 1,000人</p> <p>計 <u>1,445人</u></p>

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第27号	所 管	人事課
件 名	尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>サービスの宣誓の方法について、現行は任命権者等の面前で宣誓書に署名することとしているが、国から各地方公共団体に対して書面規制や対面規制等の見直しに積極的に取り組むよう通知がなされ、国及び兵庫県において、サービスの宣誓時の対面及び署名を不要とする省令及び条例の改正が行われたことを踏まえ、本市においても同様の対応を行うとともに、国及び兵庫県の定めに倣い、天災時等の場合の対応を明確にするため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) サービスの宣誓の方法を「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において第1号様式、第2号様式又は第3号様式による宣誓書に署名」から「その任命権者が別に定める様式により宣誓書を作成し、これを当該任命権者に提出」に改める。</p> <p>(2) 職務に従事する前に行うものとしているサービスの宣誓について、地震、火災、水害その他これらに類する緊急の事態に対応するため必要があると任命権者が認める場合はその限りでない旨の規定を追加する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市職員のサービスの宣誓に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(尼崎市公営企業管理者を含む。以下「職員」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、その任命権者が別に定める様式により宣誓書を作成し、これを当該任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による宣誓書の作成及び提出は、新たに職員となった者がその職務に従事する前に行うものとする。ただし、地震、火災、水害その他これらに類する緊急の事態に対応するため必要があると任命権者が認める場合は、その理由がやんだ後速やかに行えば足りる。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>削除</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、本市職員(以下「職員」という。)のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において第1号様式、第2号様式又は第3号様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるものを除く外、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p>第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1号様式</p> <p>(消防職員及び学校の校長、教員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務</p> </div>

	<p>を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く 自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職 務を執行することを固く誓います。</p> <p>____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>
<p>削除</p>	<p>第2号様式</p> <p>第2号様式 (消防職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は日本国憲法及び法律を守護し命令条例 及び規則を尊重することを厳かに宣誓します。</p> <p>私は尼崎市民の奉仕者として良心のみに従 つて誠実且つ公正に消防職務の遂行に当るこ とを固く誓います。</p> <p>____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">階級</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>
<p>削除</p>	<p>第3号様式</p> <p>第3号様式 (学校の校長及び教員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認 める日本国憲法を尊重し、且つ擁護すること を固く誓います。</p> <p>私は地方自治及び教育の本旨を体するとと もに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責 務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ 公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第28号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市内路線バスの運行の効率化やサービス向上のため、「尼崎交通事業振興株式会社」における課題解決及びガバナンス強化等による事業運営の安定化を目的として、当該団体に本市職員を派遣することができるようにするための規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項に規定する特定法人として「尼崎交通事業振興株式会社」を加える。</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定に基づく特定法人へ本市職員を派遣するため、次の規定を整備する。</p> <p>ア 特定法人への本市職員の派遣に当たっては、一旦本市を退職し、引き続き特定法人の役職員として在職した後に、再び本市で採用することとなる場合、再び本市職員として採用することになる場合など、法の規定により条例で定めることとされている事項について定める。</p> <p>イ 特定法人への派遣後に本市職員として再度採用された場合の勤務条件については、特定法人において就いていた業務を公務と、特定法人の業務従事期間を本市職務の従事期間とみなし、他の職員との権衡上必要と認められる調整を行った上で定める。</p> <p>ウ 本市職員が特定法人への派遣のために本市を退職する場合には退職手当を支給しないものとするとともに、本市職員として再び採用された者の退職手当の計算においては先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を本市職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>					

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。)</u>の派遣等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(派遣職員に関する状況等の報告)</u></p> <p>第7条 <u>市長以外の任命権者は、市長が別に定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況、復帰職員の処遇の状況その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(退職派遣に係る特定法人等)</u></p> <p>第8条 <u>法第10条第1項の条例で定める株式会社は、尼崎交通事業振興株式会社とする。</u></p> <p><u>2 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>3 法第10条第1項の規定により退職派遣者(職員であった者で同条第2項に規定する退職派遣者に該当するものをいう。以下同じ。)であった者を職員として採用する場合として同条第1項の条例で定める場合は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 退職派遣者がその特定法人(法第10条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)の役職員の地位を失った場合</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続きその特定法人の役職員として在職させることができないとき又は適当で</u></p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項<u>並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。)</u>の派遣等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(報告)</u></p> <p>第7条 任命権者は、市長が定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び復帰職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。</p>

ないと認められるとき。

ア 退職派遣者がその特定法人の業務に従事することが法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が、心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事由により退職派遣者であった者を職員として採用することが必要と認められる場合

4 法第10条第1項の規定により退職派遣者であった者を職員として採用することができない場合として同項の条例で定める場合は、退職派遣者がその特定法人の業務に従事すべき期間内に刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職していたならば地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

5 法第10条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 退職派遣者のその特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 退職派遣者のその特定法人の業務への従事の状況の連絡に関する事項

(退職派遣後職員の勤務条件)

第9条 任命権者は、別に定めるところにより、法第10条第1項の規定により採用した職員(以下「退職派遣後職員」という。)が退職派遣者としてその特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条

第2項に規定する通勤を含む。)を公務と、退職派遣者がその特定法人の業務に従事していた期間を市の職務に従事していた期間とみなし、他の職員との権衡上必要と認められる調整を行ったうえで、退職派遣後職員の給与その他の勤務条件を定めなければならない。

(退職派遣後職員の退職手当の取扱い)

第10条 退職派遣後職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員で市が経営する企業の業務に従事するものを除く。以下この条において同じ。）に対する尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年尼崎市条例第37号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、退職派遣後職員が退職派遣者としてその特定法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を公務に係る通勤とみなす。

2 法第10条第1項の規定により、職員が、任命権者の要請に応じて特定法人（職員が任命権者の要請に応じて職員としての退職手当を支給されないで引き続いて当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）となった場合におけるその退職手当（これに相当する給付を含む。）の算定について、先の職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。）に使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるために退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き職員として採用される場合におけるその退職派遣後職員に係る退職手当条例第10条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終

期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 前項に規定する勤続期間の計算をする場合における特定法人役職員としての在職期間の計算については、市長が別に定める。

4 法第10条第1項の規定により、職員が、特定法人役職員となるために退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、その退職については、市長が別に定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に関する状況等の報告)

第11条 市長以外の任命権者は、市長が別に定めるところにより、退職派遣者のその特定法人における処遇の状況、退職派遣後職員の処遇の状況その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、任命権者が、又は市長及び尼崎市公営企業管理者以外の任命権者が市長と協議して定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

<令和4年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第29号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>現行、離職者に対しては、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕される等の一定の要件の下で、期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の支給を一時差し止めることができるが、在職者に対しては、同様の処分を行うことはできないこととなっている。</p> <p>こうした中で、職員の逮捕が期末手当等の支給日前となり、懲戒処分実施等のいとまがない場合において、在職者に対しても離職者と同様に、期末手当等を一時的に差し止められるようにすることで、職員間の不均衡の解消を図るとともに、より市民の理解を得られるようにするため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>離職者に対する期末手当等の一時差止制度に準じて、任命権者が、支給日に期末手当等を支給することとされている在職者が次のいずれかに該当する場合は、期末手当等の支給を一時差し止めることができる規定を追加する。</p> <p>(1) 支給日前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 支給日前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合等であって、その者に対し期末手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当等に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後	現 行
<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当(第4号又は第5号に掲げる者にあつては、<u>次条第1項又は第2項の規定による支給の一時差止め(以下「一時差止処分」という。)</u>の対象となった期末手当及び勤勉手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による<u>免職の処分(以下「懲戒免職処分」という。)</u>を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第16条各号(第2号を除く。)<u>のいずれかに該当するに至った職員</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</u></p> <p>(4) <u>次条第1項の規定による支給の一時差止めを受けた者(当該一時差止めを取り消された者を除く。)</u>で、<u>当該一時差止めの対象となった期末手当及び勤勉手当に係る支給日の前日までの行為に関し懲戒免職処分を受けたもの</u></p> <p>(5) <u>一時差止処分を受けた者(当該一時差止処分を取り消された者を除く。)</u>で、<u>刑事事件(次条第2項の規定による支給の一時差止めを受けた者にあつては、その在職期間中の行為に係るものに限る。同条第5項(第1号及び第2号を除く。))において同じ。)</u>に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当(第4号に掲げる者にあつては、<u>その支給を一時差し止めた期末手当及び勤勉手当</u>)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による<u>懲戒免職の処分</u>を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により<u>失職した職員</u></p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(<u>前2号に掲げる者を除く。)</u>で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) <u>次条第1項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)</u>で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第21条の3 <u>任命権者は、支給日に期末手当</u></p>	<p>第21条の3</p>

及び勤勉手当を支給することとされている職員(当該支給日の前日までに離職した者を除く。)について次のいずれかに該当する場合は、当該支給日に係る期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下この条において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 任命権者は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものについて次のいずれかに該当する場合は、当該支給日に係る期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

任命権者は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。))をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

<p><u>3</u> 一時差止処分を行う場合は、<u>書面によりその旨を当該一時差止処分を受けるべき者に通知するとともに、当該一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合で、<u>当該刑事事件に係る判決が確定した日から起算して3月を経過したとき。</u></p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について<u>当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合で、当該処分があった日から起算して3月を経過したとき。</u></p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分の対象となった期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>市長以外の任命権者は、一時差止処分を行おうとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。</u>一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。</p>	<p><u>2</u> 前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給を一時差止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合は、その旨を<u>書面</u>で当該一時差止処分を受けるべき者に通知するとともに、当該一時差止処分の<u>事由</u>を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が<u>その者の在職期間中の行為に係る刑事事件</u>に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、<u>当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</u></p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者が<u>その者の在職期間中の行為に係る刑事事件</u>に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に<u>係る期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、<u>市長に通知</u>しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。</p>
---	--

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第30号	所 管	中学校給食担当
件 名	尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について				
内 容					
<p>1 廃止理由</p> <p>中学校弁当推進事業の実施にあたり、必要な業務を適正に履行できる事業者の選定を行うため、尼崎市教育委員会の附属機関として尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会を設置していたが、令和4年1月の中学校給食事業の開始に伴い、本委員会の設置が不要となるため、本条例を廃止するもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例

現 行

(設置)

第1条 尼崎市立中学校における弁当事業（尼崎市立中学校において希望する生徒等に弁当を提供する事業をいう。）の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者（以下「弁当事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生徒の保護者の代表者
- (3) 校長

3 委員は、弁当事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第31号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>ファミリー世帯の定住・転入を促進するとともに、兵庫県内における他都市の状況を踏まえ、疾病等になった場合でも安心して暮らせ、保健の向上と福祉の増進に繋がるよう、乳幼児等医療費及びこども医療費助成制度の拡充を行うため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 乳幼児等医療費助成及びこども医療費助成について、所得制限を廃止する。</p> <p>(2) 通院医療費について、所得段階に応じた次の自己負担額となるよう助成する。</p> <p>ア 保護者その他子どもを扶養している者すべてが低所得者（非課税者であって、合計所得金額が80万円以下）の世帯の小学1年生から中学3年生までを自己負担額なしとする。</p> <p>イ 市民税所得割額が23.5万円未満の世帯の小学1年生から中学3年生までの自己負担額を1医療機関等につき1日400円（1医療機関等あたり月2回を限度）とする。</p> <p>ウ 市民税所得割額が23.5万円以上の世帯の小学1年生から中学3年生までの自己負担額を1医療機関等につき1日800円（1医療機関等あたり月2回を限度）とする。</p> <p>(3) 入院医療費について、所得に関わらず18歳（年齢到達した最初の3月末日）まで、自己負担額なしとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>令和4年7月1日</p>				

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、乳児、幼児、児童、生徒等、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(5) 生徒等 12歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から<u>18歳</u>に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(3) 児童又は生徒等</p> <p>(4) 身体障害者等であって、実施日の属する年度分の市町村民税の所得割（<u>地方税法第328条の規定により課する所得割を除く。</u>）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「<u>所得割の額</u>」という。）が235,000円未満であるもの</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移行者、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、医療費助成を受けることができる者とすることができる。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、乳児、幼児、児童、生徒、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(5) 生徒 12歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から<u>15歳</u>に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(3) 児童又は生徒(以下「<u>児童等</u>」という。)であって、その保護者<u>その他当該児童等を扶養している者</u>について実施日の属する年度分の市町村民税の所得割（<u>地方税法第328条の規定により課する所得割を除く。</u>）の額の算定方法を参酌して規則で定める額（以下「<u>所得割の額</u>」という。）を合計した額が235,000円未満であるもの</p> <p>(4) 身体障害者等であって、実施日の属する年度分の所得割の額が235,000円未満であるもの</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない高齢期移行者、<u>同項第3号に該当しない児童等</u>、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、医療費助成を受けることができる者とするすることができる。</p>

<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 幼児であつて、その<u>全ての保護者</u>その他幼児を扶養している者について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満であるもの 被保険者等負担額</p> <p>(イ) (ア)に掲げる幼児以外の幼児 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額</p> <p>イ 入院療養である場合 <u>被保険者等負担額</u></p> <p>(4) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) <u>児童であつて、その保護者等(児童の保護者その他児童を扶養している者をいう。以下この号において同じ。)</u>がいずれも低所得者に該当するもの 被保険者等負担額</p>	<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 幼児であつて、その保護者<u>その他当該幼児を扶養している者</u>について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満であるもの <u>(以下「全部助成対象幼児」という。)</u> 被保険者等負担額</p> <p>(イ) (ア)に掲げる幼児以外の幼児 <u>(以下「一部助成対象幼児」という。)</u> 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額</p> <p>イ 入院療養である場合 <u>次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p>(ア) <u>全部助成対象幼児 被保険者等負担額</u></p> <p>(イ) <u>一部助成対象幼児 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について3,200円を限度として、入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以後の月分については、0円)を控除した額</u></p> <p>(4) 略</p> <p>ア 略</p>
---	--

<p>(イ) <u>(ア)に掲げる児童以外の児童 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円（その<u>全ての保護者等について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満である場合は、400円</u>）を控除した額</u> 削除</p> <p>(5) 生徒等 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 入院療養以外の対象医療である場合 <u>次に掲げる生徒等の区分に応じ、当該(ア)、(イ)、又は(ウ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある生徒等であって、その保護者等（生徒等の保護者その他生徒等を扶養している者をいう。以下この号において同じ。）がいずれも低所得者に該当するもの 被保険者等負担額</u></p> <p><u>(イ) 15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある生徒等（(ア)に掲げる生徒等を除く。） 被保険者負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円（その全ての保護者等について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満である場合は、400円）を控除した額</u></p> <p><u>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる生徒等以外の生徒等 0円</u></p>	<p><u>(ア) 9歳に達する日の属する年度の末日までの間にある児童 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円（その保護者その他当該児童を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、600円）を控除した額</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる児童以外の児童 被保険者等負担額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号アにおいて同じ。）</u></p> <p>(5) 生徒 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 入院療養以外の対象医療である場合 <u>被保険者等負担額に3分の1を乗じて得た額</u></p>
--	--

<p>3 第1項第3号ア(イ)、第4号ア(イ)、第5号ア(イ)又は第6号(同項第7号の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。)に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</p> <p>4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を同一の保険医療機関等が行う場合における第1項第3号ア(イ)、第4号ア(イ)、第5号ア(イ)及び第6号の規定の適用については、これらの診療をそれぞれ別の保険医療機関等が行ったものとみなす。</p> <p>6 市長は、受給資格を有する高齢期移行者、幼児、児童、生徒等、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。</p>	<p>3 第1項第3号ア(イ)若しくはイ(イ)、第4号ア(イ)又は第6号(同項第7号の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。)に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</p> <p>4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を同一の保険医療機関等が行う場合における第1項第3号ア(イ)及びイ(イ)、第4号ア(イ)並びに第6号の規定の適用については、これらの診療をそれぞれ別の保険医療機関等が行ったものとみなす。</p> <p>6 市長は、受給資格を有する高齢期移行者、幼児(一部助成対象幼児に限る。)、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。</p>
---	---

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第32号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市教育・障害福祉センターへの機能移転を進めている尼崎市立身体障害者福祉会館について、改修工事完了後の移転に合わせて、位置及び使用料の変更等を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 位置</p> <p>「尼崎市稲葉荘3丁目9番26号」から「尼崎市三反田町1丁目1番1号」に改める。</p> <p>(2) 使用料</p> <p>現行の尼崎市立身体障害者福祉会館の使用料を基に、移転後の尼崎市立身体障害者福祉会館の使用料を設定する。</p> <p>(3) その他</p> <p>施設を汚損させる行為等の禁止事項及び利用の許可等について条例規定に追加するほか、利用時間等に係る事項について、規則規定から条例規定に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年8月1日</p>					

尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(設置) 第2条 略</p> <p>(位置) 第3条 会館の位置は、<u>尼崎市三反田町1丁目1番1号</u>とする。</p> <p>(利用時間等) 第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定める。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u></p> <p>(利用の許可等) 第5条 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。 (1) <u>営利を目的として利用するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。</u> (3) <u>会館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u> (4) <u>その他会館の管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用料) 第6条 会館の利用は、無料とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、<u>利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）から別表に定める使用料を徴収することができる。</u> 2 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(禁止行為) 第7条 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>(設置) 第1条の2 略</p> <p>(位置) 第2条 会館の位置は、<u>尼崎市稲葉荘3丁目9番26号</u>とする。</p> <p>(利用の許可) 第3条 略</p> <p>(使用料) 第4条 会館の利用は、無料とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、<u>前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）から別表に定める使用料を徴収することができる。</u></p>

(1) 会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(2) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第8条 略

(原状回復義務等)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第10条～第15条 略

別表

区分	使用料 (1室につき)		
	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
大ホール	890 円	1,180 円	1,780 円
会議室	280 円	280 円	590 円
削除	削除	削除	削除

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(利用許可の取消し等)

第5条 略

(原状回復義務等)

第6条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第7条～第12条 略

別表

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
大ホール	810 円	1,080 円	1,620 円
会議室	260 円	260 円	540 円
和室	540 円	810 円	1,080 円

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第33号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>尼崎市食品衛生に関する条例において、営業許可を受けた者が、営業許可証を紛失等した場合における再交付手続を義務化する規定を新設することに伴い、営業許可証の再交付に係る手数料を追加するため、規定の整備を行うもの。</p> <p>また、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の事務として「輸出証明書の発行」及び「適合施設の認定の審査」を行う必要が生じたことにより、これらの事務に係る手数料を追加するため、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>次に掲げる手数料の規定を追加する。</p> <p>(1) 食品衛生法に基づく営業の許可に係る許可証の再交付 1件 1,000円</p> <p>(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく次に掲げる事務</p> <p>ア 輸出証明書の交付 1件 870円</p> <p>イ 適合施設(規則で定めるものに限る。)の認定の申請に対する審査 1件 20,900円</p> <p>ウ イに規定する適合施設以外の適合施設の認定の申請に対する審査 1件 10,400円</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>				

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(12)の2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可に係る営業許可証の再交付 1件 1,000円</u></p> <p><u>(18) 農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この号において「法」という。)に基づく次に掲げる事務</u></p> <p><u>ア 法第15条第1項に規定する輸出証明書_の交付 1件 870円</u></p> <p><u>イ 法第17条第1項に規定する適合施設(以下この号において「適合施設」という。)で規則で定めるものの認定の申請に対する審査 1件 20,900円</u></p> <p><u>ウ イに規定する適合施設以外の適合施設の認定の申請に対する審査 1件 10,400円</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第34号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市食品衛生に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市食品衛生に関する条例において、営業の許可をしたときに交付する営業許可証については、営業者に対し営業施設の公衆の見やすい場所に掲示する義務を課しているが、営業者が営業許可証を紛失した場合の再交付制度は設けていなかった。</p> <p>こうした中で、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、政府等が実施する営業者に対する支援制度等の利用手続に必要な書類として、尼崎市手数料条例に基づく営業に関する証明書の発行件数が大幅に増加しており、その対応をする中で、営業許可証の紛失事例が多数確認されたことを踏まえ、適切に掲示義務を履行させるといった観点から、営業許可証の再交付制度を設けるため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>営業許可を受けた者が、営業許可証を紛失等した場合における再交付手続を義務化する規定を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>					

尼崎市食品衛生に関する条例

改正後	現 行
<p>(営業許可証)</p> <p>第4条 市長は、法第55条第1項の許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、<u>当該</u>営業許可を申請した者に営業許可証を交付するものとする。</p> <p><u>2 許可営業者は、営業許可証を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、営業許可証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 許可営業者は、その保有する営業許可証をその営業の施設の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(営業許可証)</p> <p>第4条 市長は、法第55条第1項に<u>規定する</u>許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、営業許可を申請した者に営業許可証を交付するものとする。</p> <p><u>2 営業許可を受けた者は、前項の規定により交付された営業許可証（以下「営業許可証」という。）をその営業の施設の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p>

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第35号	所 管	観光振興課														
件 名	尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について																		
内 容																			
<p>1 改正理由</p> <p>昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や行動の制限等から、本市の観光振興にも大きく影響しており、その中でも、尼崎市立城内地区自動車駐車場の稼働率は特に低い水準で推移している。</p> <p>加えて、阪神尼崎駅周辺にある民間駐車場の料金設定と比較しても当該駐車場の料金設定が高いことも、利用を阻む要因になっていると考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、更なる利便性の向上を図る観点から、尼崎市立城内地区自動車駐車場の駐車料金の額を改定するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別表中、大型自動車以外の駐車料金の額を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両区分</th> <th>時間区分</th> <th>料金の額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>大型自動車以外</td> <td></td> <td>30分につき200円 ※駐車当日における上限額は1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改正後</td> <td rowspan="3">大型自動車以外</td> <td>8時から 20時まで</td> <td>30分につき100円 ※駐車当日における上限額は600円</td> </tr> <tr> <td>20時から 8時まで</td> <td>60分につき100円 ※駐車当日における上限額は400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>							車両区分	時間区分	料金の額（1回につき）	現 行	大型自動車以外		30分につき200円 ※駐車当日における上限額は1,200円	改正後	大型自動車以外	8時から 20時まで	30分につき100円 ※駐車当日における上限額は600円	20時から 8時まで	60分につき100円 ※駐車当日における上限額は400円
	車両区分	時間区分	料金の額（1回につき）																
現 行	大型自動車以外		30分につき200円 ※駐車当日における上限額は1,200円																
改正後	大型自動車以外	8時から 20時まで	30分につき100円 ※駐車当日における上限額は600円																
		20時から 8時まで	60分につき100円 ※駐車当日における上限額は400円																

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

改正後			現 行	
別表			別表	
自動車種別	時間区分	料金(1回1台につき)	区分	料金
大型自動車以外の対象自動車	午前8時から午後8時まで	利用時間30分につき100円(その合計額が600円を超える場合にあっては、600円)	大型自動車以外 の対象自動車	駐車時間30分につき200円(その合計額が1,200円を超える場合にあっては、1,200円)
	午後8時から翌日の午前8時まで	利用時間60分につき100円(その合計額が400円を超える場合にあっては、400円)	大型自動車	駐車時間60分につき1,000円
大型自動車		利用時間60分につき1,000円	<p>摘要 駐車時間が30分(大型自動車にあっては、60分。以下同じ。)に満たないとき又は駐車時間に30分に満たない端数の時間があるときは、これらを30分とする。</p> <p>備考 「駐車時間」とは、対象自動車を駐車場に入庫させた時刻(以下「入庫時刻」という。)から当該対象自動車を駐車場から出庫させた時刻(以下「出庫時刻」という。)までの時間(2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、対象自動車を駐車場に入庫させた日にあっては入庫時刻から午後12時までの時間、当該対象自動車を駐車場から出庫させた日にあっては午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあってはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間)をいう。</p>	
<p>摘要</p> <p>1 大型自動車以外の対象自動車に係る料金は、利用に係る時間区分(24時間を超えて利用する場合における同一の時間区分における利用は、異なる時間区分における利用とする。以下同じ。)ごとに算定するものとし、当該対象自動車に係る利用が2以上の時間区分にわたる場合における料金の額は、それぞれの時間区分における料金の額の合計額とする。この場合において、一の時間区分における利用時間が30分(午後8時から翌日の午前8時までの時間区分にあっては、60分。以下摘要1において同じ。)に満たないとき又は当該利用時間に30分に満たない端数の時間があるときは、これらを30分とする。</p> <p>2 次に掲げる駐車場の利用に係る料金の算定方法については、摘要1の規定にかかわらず、市長が別に定める。</p> <p>(1) 大型自動車以外の対象自動車について</p>				

<p><u>て、午後5時から午後8時までの間に 駐車場に入庫させ、かつ、同時刻以後 に駐車場から出庫させる場合における その入庫させたときからその入庫させ た日の翌日の午前8時（同時刻前に駐 車場から出庫させたときは、その出庫 させたとき）までの間の駐車場の利用</u></p> <p><u>(2) 大型自動車以外の対象自動車につい て、午前4時から午前8時までの間に 駐車場に入庫させ、かつ、同時刻以後 に駐車場から出庫させる場合における その入庫させたときからその入庫させ た日の午後8時（同時刻前に駐車場か ら出庫させたときは、その出庫させた とき）までの間の駐車場の利用</u></p> <p><u>3 大型自動車にあつては、利用時間が6 0分に満たないとき又は利用時間に60 分に満たない端数の時間があるときは、 これらを60分とする。</u></p>	
---	--

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第36号	所 管	公営企業局企画管理課
件 名	地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>本条例に規定する予算で定めなければならない地方公営企業の用に供する資産の取得及び処分に係る予定価格について、「尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例」に規定する議会の議決に付すべき財産の取得及び処分に係る予定価格を参考に金額の見直しを行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、本条例に規定する地方公営企業の業務に関して議会の議決を経なければならないものについて、市長が議会の議決に付すべき基準を参考に取扱いの見直しを行うため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 題名を「尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例」に改める。</p> <p>(2) 予算で定める地方公営企業の用に供する資産の取得及び処分に係る予定価格について、「30,000,000円以上」を「60,000,000円以上」に改める。</p> <p>(3) 議会の議決を経なければならない事項に、「目的物の価格が3,000,000円を超える調停」を追加する。</p> <p>(4) 議会の議決を経なければならない法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額について、「2,000,000円を超えるもの」を「3,000,000円を超えるもの」に改める。</p>				
3	<p>施行期日 公布の日</p>				

地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例</u></p> <p><u>(この条例の趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)に基づき予算で定めるべき公営企業(法に基づき市が経営する企業をいう。以下同じ。)の用に供する重要な資産の取得及び処分その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(予算で定めるべき重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第2条 法第33条第2項の条例で定める重要な資産の取得及び処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上であるものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡で、その予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が60,000,000円以上であるものとする。</u></p> <p>(<u>尼崎市議会</u>の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第3条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号第243条の2の2第8項の条例で定める場合は、法第15条第1項に規定する企業職員で公営企業の業務に従事するものの賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</u></p> <p>(<u>尼崎市議会</u>の議決を経るべき不服申立て等)</p>	<p>(題名) <u>地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡でその予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が30,000,000円以上のものであるものとする。</u></p> <p>(<u>議会</u>の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第2条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号第243条の2の2第8項の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</u></p> <p>(<u>議会</u>の議決を要する不服申立て等)</p>

第4条 法第40条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 訴えの提起でその訴訟物の価額が3,000,000円を超えるもの。
- (3) 和解及び調停でその目的物の価額が3,000,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額）を超えるもの
- (4) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が3,000,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額の最高額）を超えるもの

（業務状況説明書類の提出等）

第5条 尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの公営企業の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの公営企業の業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の公営企業の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）には、その期間における次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) その他公営企業の業務の状況を説明するために必要な書類

3 管理者は、天災その他やむを得ない事情により業務状況説明書類をそれぞれ第1項に規定する期限までに市長に提出することができ

第3条 法第40条第2項の規定により議会の議決を経なければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 訴えの提起でその訴訟物の価額が3,000,000円をこえるもの。
- (3) 和解でその目的物の価額が3,000,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額）をこえるもの
- (4) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が2,000,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額の最高額）をこえるもの

（水道事業等の業務状況説明書類の提出等）

第4条 尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの尼崎市水道事業、尼崎市工業用水道事業、尼崎市下水道事業及び尼崎市モーターボート競走事業（以下「水道事業等」という。）の業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの水道事業等の業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の水道事業等の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）には、その期間における次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) その他業務の状況を説明するために必要な書類

3 管理者は、天災その他やむを得ない事情により水道事業等の業務状況説明書類をそれぞれ第1項に規定するその提出期限までに市長

<p>なかつた場合は、当該期限後できるだけ速やかに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項又は前項の規定による業務状況説明書類の提出があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>に提出することができなかつた場合は、当該期限後できるだけ速やかに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項又は前項の規定による<u>水道事業等</u>の業務状況説明書類の提出があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
--	---

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第37号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅等基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>市営住宅事業においては、近年、公債費の償還額の減等により、剰余金が発生している一方で、今後、建て替えや老朽化による維持補修など整備費の増大が見込まれる状況にあることから、これらの事業を計画的かつ継続的に実施していくため、新たに基金を設置し、毎年度の市営住宅事業で生じた収支の剰余や不足を調整し、翌年度以降の市営住宅等の整備や管理に必要な財源を確保することを目的として、地方自治法第241条の規定に基づく尼崎市営住宅等基金を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額 (第2条)</p> <p>基金として積み立てる額について、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理 (第3条)</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分 (第5条)</p> <p>基金は、市営住宅等の整備及び管理に要する経費の財源を確保するという設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第38号	所 管	公園計画・21世紀の森担当
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>都市公園法施行令第8条第1項において、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「運動施設率」という。）は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないと規定されており、本市においては、記念公園は100分の60、芦原公園は100分の70、西向島公園は100分の90、これら以外の公園は100分の50と規定している。</p> <p>こうした中で、小田南公園において阪神電気鉄道株式会社が整備する野球場等の運動施設について、負担付きの寄附を市が受納することに伴い、当該公園の運動施設率を設定するため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>都市公園の運動施設率を定める第1条の3第3項に、小田南公園については、「100分の70」とする規定を追加する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市都市公園条例

改正後	現 行
<p>(公園施設の設置の基準)</p> <p>第1条の3</p> <p>3 略</p> <p>(1) 記念公園 100分の60</p> <p><u>(2) 西向島公園 100分の90</u></p> <p><u>(3) 芦原公園 100分の70</u></p> <p><u>(4) 小田南公園 100分の70</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる公園以外の公園 100分の50</u></p>	<p>(公園施設の設置の基準)</p> <p>第1条の3</p> <p>3 略</p> <p>(1) 記念公園 100分の60</p> <p><u>(2) 芦原公園 100分の70</u></p> <p><u>(3) 西向島公園 100分の90</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる公園以外の公園 100分の50</u></p>

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第39号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
<p>消防団の団員数が全国的に減少している事態を踏まえ、国において消防団員確保のための年額報酬の増額及び出動報酬制度の創設などの改善案が示されたことから、本市においても、消防団員の処遇改善を図るため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、禁錮刑以上の刑に処せられた者に対し、地方公務員法の規定を踏まえた欠格事項及び失格事項に係る規定を設けるため、所要の整備を行うもの。</p>					
2 改正内容					
(1) 年額報酬の増額					
年額報酬の額を次のとおり改正し、年額報酬を10%削減する旨を規定した本則付則を削除する。					
区分		報酬の額 (改正後)	報酬の額 (現行)		
1	団長	年額 150,000 円	年額 150,000 円		
2	副団長	年額 87,000 円	年額 87,000 円		
3	分団長	年額 64,000 円	年額 64,000 円		
4	副分団長	年額 54,000 円	年額 54,000 円		
5	部長	年額 46,000 円	年額 46,000 円		
6	班長	年額 38,000 円	年額 38,000 円		
7	機関員	年額 <u>37,000</u> 円	年額 28,000 円		
8	連絡員	年額 <u>36,500</u> 円	年額 27,000 円		
9	その他の団員	年額 <u>36,000</u> 円	年額 26,000 円		
(2) 出動報酬の創設					
災害活動のため出動したとき、大規模災害に従事したとき及び警戒活動等の災害活動以外の業務に従事したときに区分し、区分ごとに単価を規定する。					
(3) 欠格事項及び失格事項に係る条項の追加					
ア 欠格条項に「その執行を受けることがなくなるまでの者」を加える。					
イ 失格条項に「禁錮以上の刑に処せられたとき」を加える。					
3 施行期日					
令和4年4月1日					

尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例

改正後	現 行
<p>(欠格事項) 第4条 略</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(失格事項) 第5条 略</p> <p><u>(4) 禁錮以上の刑に処せられとき。</u></p> <p>(報酬及び実費弁償) 第7条 団員には、この条に定めるところにより、年額報酬及び出動報酬を支給する。</p> <p><u>2 年額報酬は、半期（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間の各期間をいう。以下同じ。）ごとに、別表第1に定める額の半額を支給する。ただし、半期中の途中において次のいずれかに該当する場合は、当該半期分として支給する額は、同表に定める額について月割により計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 新たに団員となり、又は団員が退職した場合</u></p> <p><u>(2) 団員について別表第1の左欄に掲げる区分に異動があった場合</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定による月割による計算の方法は、規則で定める。</u></p> <p><u>4 出動報酬は、半期ごとに、当該半期における実績に基づき別表第2の規定により計算した額を支給する。</u></p> <p><u>5 第2項の規定により年額報酬を支給する日及び前項の規定により出動報酬を支給する日は、規則で定める。</u></p> <p>(費用弁償) 第7条の2 団員が公務のために旅行したときは、その費用弁償として、任命権者が市長と協議して定める額（団長にあっては、市長が別に定める額）を地方公務員法（昭和25年</p>	<p>(欠格事項) 第4条 略</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者</p> <p>(失格事項) 第5条 略</p> <p>(報酬及び実費弁償) 第7条 団員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p><u>2 団員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、任命権者が市長と協議して定める額を市職員の例により支給する。</u></p>

法律第261号) 第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員の例により支給する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

5 削除

別表第1

区 分	報酬の額
1 団長	年額 150,000 円
2 副団長	年額 87,000 円
3 分団長	年額 64,000 円
4 副分団長	年額 54,000 円
5 部長	年額 46,000 円
6 班長	年額 38,000 円
7 機関員	年額 37,000 円
8 連絡員	年額 36,500 円
9 その他の団員	年額 36,000 円

備考

1 「機関員」とは、尼崎市消防団において使用する車両の運転等を担当する団員で、団長が指定するものをいう。

2 「連絡員」とは、災害時における団員間の指示の連絡等を担当する団員で、団長が指定するものをいう。

別表第2

種 別	報酬の額	
	単位	単価
1 災害活動のため 出動したとき(第2 項に該当する場合)	回	1,000 円 (災害活動 に従事した

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

5 当分の間、団員に支給する報酬の額は、それぞれ別表の右欄に掲げる報酬の額に100分の90を乗じて得た額(その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。)とする。

別表

区分	報酬の額
団長	年額 150,000 円
副団長	年額 87,000 円
分団長	年額 64,000 円
副分団長	年額 54,000 円
部長	年額 46,000 円
班長	年額 38,000 円
機関員(1分団につき2 人あてとする。)	年額 28,000 円
連絡員(1分団につき2 人あてとする。)	年額 27,000 円
その他の団員	年額 26,000 円

備考 支給方法は、年額を2等分し、前期分(4月から9月まで)を9月末日に、後期分(前年10月から3月まで)を3月末日に支給する。ただし、在職6月に満たない者については、月割計算により計算した額を支給する。

<u>を除く。)</u> 。		場合にあっては、4,000円（出勤から帰着までの時間が3時間を超える場合には、8,000円）
2 <u>災害活動（大規模災害に係るものに限る。）に従事したとき。</u>	<u>日</u>	<u>8,000円</u>
3 <u>警戒活動、訓練、広報業務その他の災害活動以外の業務に従事したとき。</u>	<u>回</u>	<u>1,000円</u>
<u>備考</u> 1 「 <u>災害活動</u> 」とは、災害時に行う消火活動、救助活動、救急活動その他の活動をいう。 2 「 <u>大規模災害</u> 」とは、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号のいずれかに該当する災害をいう。		

<令和4年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第40号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の制定により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正され、年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う年金担保貸付事業が廃止されたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>条例第3条第2項中、「傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる」旨の規定を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行
<p>第3条 <u>損害補償を受ける権利は、消防団員がその身分を失った場合においても変更される<u>ことがない。</u></u></p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが<u>できない。</u></p>	<p>第3条 消防団員がその身分を失った場合においても、<u>損害補償を受ける権利は、変更される<u>ことはない。</u></u></p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえること<u>はできない。</u> <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第41号	所 管	中央地域課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立中央南生涯学習プラザ）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立中央南生涯学習プラザ 尼崎市西御園町93番地の2				
2	指定管理者 尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 代表理事 福井 進				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定理由 中央南生涯学習プラザについては、社会体育施設である尼崎市立中央体育館及び尼崎市立屋内プールとの複合施設であり、これら社会体育施設と同一の指定管理者に一括して管理させることで、一体的・効果的な管理運営が確保できるため、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第42号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。				
2	包括外部監査人として契約を締結する者 芦屋市松ノ内町6番20号 弁護士 重田 和寿				
3	契約の内容 (1) 契約の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (2) 契約の金額 11,964,000円を上限とする額 (3) 契約の方法 随意契約				
4	主な選定理由 (1) 令和3年度の包括外部監査において、弁護士としての専門性を活かした有効な監査を実施した。 (2) 令和4年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第43号	所 管	スポーツ推進課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立社会体育施設）				
内 容					
1	施設名及び所在地				
	(1)	尼崎市立屋内プール	尼崎市西御園町93番地の2		
	(2)	尼崎市立中央体育館	尼崎市西御園町93番地の2		
	(3)	尼崎市立小田体育館	尼崎市潮江1丁目15番3号		
	(4)	尼崎市立大庄体育館	尼崎市菜切山町20番地		
	(5)	尼崎市立立花体育館	尼崎市三反田町1丁目1番1号		
	(6)	尼崎市立武庫体育館	尼崎市武庫之荘8丁目17番5号		
	(7)	尼崎市立園田体育館	尼崎市食満2丁目1番1号		
2	指定管理者				
	尼崎市西長洲町1丁目4番1号				
	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団				
	代表理事 福井 進				
3	指定期間				
	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間				
	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と地域社会の発展に寄与することを目的に市によって設立され、以降、社会体育施設の管理運営を行うとともに、市の政策目的に沿った事業を展開するなど本市スポーツ行政の一翼を担い市民の健康・体力づくりに大きく貢献してきた。				
	このように当該団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の目的に沿った自主事業等が実施できるため、当該団体を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第44号	所 管	スポーツ推進課、中央地域課														
件 名	工事請負契約について（サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事）																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市南武庫之荘1丁目29番15号 株式会社西三設備 代表取締役 西村 一浩																		
2	契約金額 339,086,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）																		
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）																		
4	開札年月日 令和3年9月16日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">空調換気設備工事</td> <td style="width: 20%;">一式</td> </tr> <tr> <td>自動制御設備工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>衛生器具設備工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>給排水給湯設備工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>消火設備工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>温水プールろ過循環設備工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>一式</td> </tr> </table>					空調換気設備工事	一式	自動制御設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給排水給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式	温水プールろ過循環設備工事	一式	撤去工事	一式
空調換気設備工事	一式																		
自動制御設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給排水給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
温水プールろ過循環設備工事	一式																		
撤去工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から360日間																		

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第45号	所 管	スポーツ推進課、中央地域課
件 名	工事請負契約について (サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市東七松町2丁目2番10号 山口電気工事株式会社 代表取締役 山口 寛				
2	契約金額 220,000,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 令和3年9月27日				
5	工事内容 電気設備工事 電灯設備工事 一式 動力設備工事 一式 受変電設備工事 一式 発電設備工事 一式 弱電設備工事 一式 火災報知設備工事 一式 撤去工事 一式				
6	工期 契約締結の日から360日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和3年9月27日
件 名	サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事		
落 札 者 名	山口電気工事 (株)	落 札 金 額	200,000,000円
予 定 価 格	217,700,000円	最 低 制 限 価 格	198,951,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
山口電気工事 (株)	200,000,000	決定	
平尾電工 (株)	223,010,000	※予定価格超過	
共栄電器工業 (株)	236,200,000	※予定価格超過	
(株) 小川電設	249,000,000	※予定価格超過	
不二電気工事 (株)	287,600,000	※予定価格超過	
栄興電機工業 (株)	179,000,000	※最低制限価格抵触	
親和電機工業 (株)	辞退		
大日通信工業 (株)	未入札		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第46号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)				
内 容					
1	権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の死亡、破産手続開始の決定又は収入及び資産の状況により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権 (1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金 (2) 元金に係る利子				
2	相手方及び放棄する債権額 (単位：円)				
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1		1,040,471	54,909	1,095,380	
2		202,934	3,613	206,547	
3		307,847	6,569	314,416	
4		1,385,993	106,022	1,492,015	
5		296,727	6,528	303,255	
6		1,379,089	104,926	1,484,015	
7		367,524	8,452	375,976	
8		630,131	21,911	652,042	
9		1,300,946	95,564	1,396,510	
10		335,989	7,391	343,380	
11		915,170	43,210	958,380	
	合計	8,162,821	459,095	8,621,916	
3	放棄の理由 本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第47号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立あこや学園）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立あこや学園 尼崎市三反田町1丁目1番1号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北江 有弘				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 あこや学園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第48号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉会館）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立身体障害者福祉会館 尼崎市稲葉荘3丁目9番26号				
2	指定管理者 尼崎市稲葉荘3丁目9番26号 特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事 高尾 絹代				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 身体障害者福祉会館については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第49号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立たじかの園）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立たじかの園 尼崎市三反田町1丁目1番1号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北江 有弘				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 たじかの園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第50号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉センター）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立身体障害者福祉センター 尼崎市三反田町1丁目1番1号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北江 有弘				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 身体障害者福祉センターについては、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第51号	所 管	こども青少年課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立城内青少年体育道場）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立城内青少年体育道場 尼崎市南城内7番地の2				
2	指定管理者 尼崎市西難波町3丁目6番3号 尼崎市剣道連盟 会長 柴田 侃一				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 城内青少年体育道場については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、尼崎市剣道連盟を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第52号	所 管	こども青少年課
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立立花青少年体育道場及び尼崎市立園田青少年体育道場)				
内 容					
1	施設名及び所在地				
	(1)	尼崎市立立花青少年体育道場	尼崎市立花町3丁目10番15号		
	(2)	尼崎市立園田青少年体育道場	尼崎市東園田町8丁目111番地の8		
2	指定管理者				
	尼崎市若王寺2丁目18番5号				
	尼崎市スポーツ少年団				
	本部長 大野 明				
3	指定期間				
	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)				
4	指定理由				
	立花青少年体育道場及び園田青少年体育道場については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、尼崎市スポーツ少年団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第53号	所 管	いくしあ推進課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市尼崎学園）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市尼崎学園 神戸市北区道場町塩田字東山岡3083番地				
2	指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 北江 有弘				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 尼崎市尼崎学園については、団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致し、団体において目的に沿った自主運営が実施できること、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するもの。				

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第54号	所 管	施設建設担当
件 名	工事請負契約について（第3工場跡地整備事業）				
内 容					
1	<p>事業手法</p> <p>第3工場跡地整備事業について、事業者が設計及び施工を一括して行うDB（デザイン・ビルド）方式により実施する。</p>				
2	<p>工事請負契約の概要</p> <p>(1) クリーンセンター第3工場の解体業務</p> <p>(2) 清掃事務所等の建設業務</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に係る設計・調査業務及び工事監理業務</p>				
3	<p>契約の相手方</p> <p>神戸市中央区海岸通4番地</p> <p>株式会社鴻池組神戸支店</p> <p>支店長 加藤 一哉</p>				
4	<p>契約金額</p> <p>2,057,000,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（総合評価）</p> <p>学識経験者3名による選定委員会において、入札参加者からの提案内容を審査し、技術提案に関する内容点と入札金額から算出した価格点を合計した総合評価値が最も高かった株式会社鴻池組神戸支店を代表企業とするグループを最優秀提案者として選定した。</p>				

<審査結果>

入札参加者	①内容点	②価格点	③総合評価値(①+②)	順位
(代表企業) 鴻池組	33.75	60.00	93.75	1
(代表企業) 五洋建設	37.50	54.97	92.47	2
(代表企業) 村本建設	24.25	59.05	83.30	3

①内容点：選定委員会による提案内容の審査（配点40点）

②価格点：（最も低い入札金額／当該入札金額）×（配点60点）

6 施設概要

- (1) 事業場所 尼崎市大高洲町2番地
 (2) 敷地面積 約10,391㎡
 (3) 主な解体施設

クリーンセンター第3工場 ※ 煙突棟及び汚水処理槽、煙突周辺倉庫を含む	竣工年 昭和57年11月竣工 建築面積 3,677㎡ 延床面積 8,561㎡ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下1階 地上5階建 全連続燃焼式ストーカ炉（150t／日×2基）
--	---

- (4) 主な建設施設

清掃事務所	建築面積 502.0㎡（基本設計） 延床面積 1,507.0㎡（基本設計） 構造 鉄骨造 地上3階建て
自己搬入受入ヤード （市民等が直接ごみを搬入する際の受入施設）	建築面積 640.0㎡（基本設計） 延床面積 640.0㎡（基本設計） 構造 鉄骨造 地上1階建て
収集車車庫棟	建築面積 569.3㎡（基本設計） 延床面積 569.3㎡（基本設計） 構造 鉄骨造 地上1階建て

7 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

入札参加者及び開札結果

<入札参加者>

株式会社鴻池組 神戸支店 を代表企業とするグループ			
担当業務	企業名	代表者名	所在地
建設設計	株式会社鴻池組 大阪本店	取締役専務執行役員 本店長 梅本 真	大阪府中央区北久宝寺 町三丁目6番1号
解体設計	株式会社鴻池組	代表取締役社長 渡津 弘己	大阪府中央区北久宝寺 町三丁目6番1号
解体工事 建設工事	株式会社鴻池組 神戸支店	支店長 加藤 一哉	神戸府中央区海岸通4 番地

五洋建設株式会社 神戸営業所 を代表企業とするグループ			
担当業務	企業名	代表者名	所在地
建設設計	株式会社あい設計 大阪支 社	支社長 三谷 学	大阪府北区西天満5丁 目1-9 大和地所南 森町ビル2階
解体設計 解体工事 建設工事	五洋建設株式会社 神戸営 業所	所長 川田 博一	神戸府中央区浜辺通4 丁目1番11号

村本建設株式会社 神戸営業所 を代表企業とするグループ			
担当業務	企業名	代表者名	所在地
建設設計 解体設計	株式会社福本設計	代表取締役 福本 保治	奈良市大宮町4丁目2 81-1
解体工事 建設工事	村本建設株式会社 神戸営 業所	所長 片山 整一	神戸府中央区磯辺通1 丁目1番18号

<開札結果>

代表企業	入札価格 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
株式会社鴻池組 神戸支店	1,870,000,000円
五洋建設株式会社 神戸営業所	2,041,000,000円
村本建設株式会社 神戸営業所	1,900,000,000円

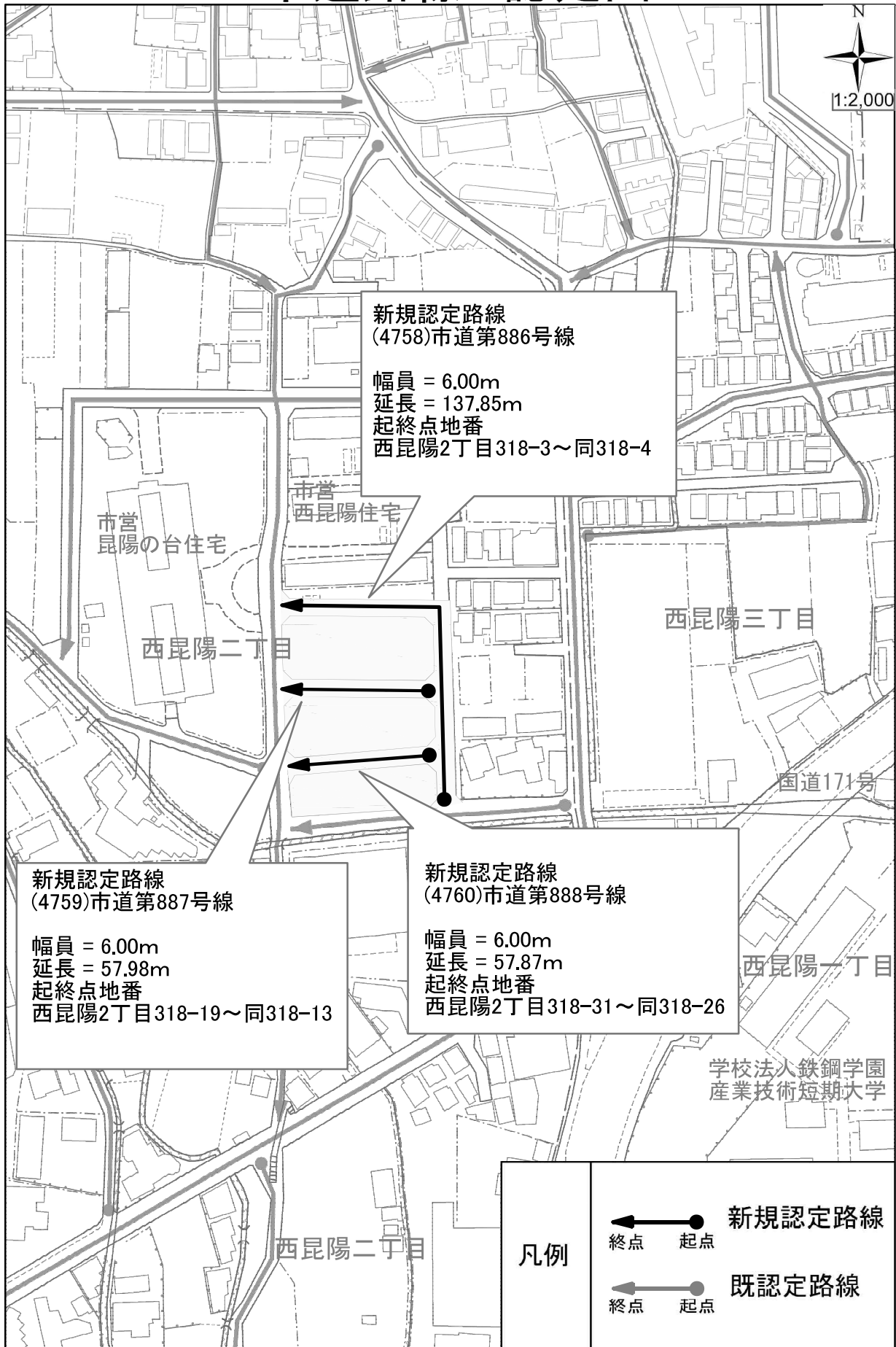
予定価格：2,712,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第55号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定について				
内 容					
1 理由 道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。					
2 対象路線					
(1) 認定しようとする路線					
路 線 名			起 点 ～ 終 点		
市道第886号線			西昆陽2丁目318-3～同318-4		
市道第887号線			西昆陽2丁目318-19～同318-13		
市道第888号線			西昆陽2丁目318-31～同318-26		
市道第889号線			次屋3丁目85-10～同85-3		
市道第890号線			武庫之荘8丁目292～同149-2		

市道路線の認定図

別図1



市道路線の認定図

別図2



市道路線の認定図

別図3



<令和4年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第56号	所 管	公園維持課
件 名	指定管理者の指定について（記念公園）				
内 容					
1	施設名及び所在地 記念公園 尼崎市西長洲町1丁目				
2	指定管理者 尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 代表理事 福井 進				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	指定理由 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と地域社会の発展に寄与することを目的に市によって設立され、以降、記念公園等の管理運営を行うとともに、市の政策目的に沿った事業を展開するなど本市スポーツ行政の一翼を担い市民の健康・体力づくりに大きく貢献してきた。 このように当該団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の目的に沿った自主事業等が実施できるため、当該団体を非公募で指定管理者として指定するもの。				